

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第467回

令和5年1月23日（月）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第467回 議事録

1. 日時

令和5年1月23日(月) 14:00～15:39

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室B、C、D

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

小野 祐二	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム長代理
長谷川 清光	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム長補佐
古作 泰雄	原子力規制庁	新基準適合性審査チーム	チーム員
岸野 敬行	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム員
田尻 知之	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム員
藤原 慶子	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム員
上出 俊輔	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム員
高梨 光博	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム員
清水 あさひ	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム員
小澤 隆寛	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム員
中野 光行	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム員
内海 賢一	原子力規制部	新基準適合性審査チーム	チーム員

議題1

日本原燃株式会社

決得 恭弘 執行役員 再処理事業部副事業部長(設工認総括、新基準設計)

松本 眞一 執行役員 技術本部副本部長(土木建築)

再処理事業部 副事業部長(土木建築)

燃料製造事業部 副事業部長（土木建築）

佐藤 友康 再処理事業部 部長（設工認・耐震）

蛭名 哲成 再処理事業部 新基準設計部長

石原 紀之 燃料製造事業部 燃料製造建設所 許認可業務課長（副部長）
兼 再処理事業部 副部長（設工認）

佐川 貴人 再処理事業部 副部長
兼 燃料製造事業部 副部長

高橋 康夫 再処理事業部 副部長（設工認）

瀬川 智史 再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課長
兼 再処理事業部 新基準設計部 重大事故グループメンバー（課長）

富樫 亮仁 技術本部 土木建築部 耐震技術課長
兼 燃料製造事業部 燃料製造建設所 建築課 課長

千田 裕二 再処理事業部 新基準設計部 火災・溢水グループメンバー（課長）

篠崎 義徳 再処理事業部 新基準設計部 火災・溢水グループGL（課長）

中村 晃雄 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部 ガラス固化課長

堀口 亮 再処理事業部 新基準設計部 重大事故グループGL（課長）
兼 再処理事業部 再処理工場 化学処理施設部 精製課 課長
兼 再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課 課長

玉内 義一 再処理事業部 新基準設計部 重大事故グループメンバー（課長）
兼 安全・品質本部 安全推進部 安全推進グループメンバー（課長）
兼 再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課 課長

藤野 卓 再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課 課長

佐藤 知伸 三菱重工業株式会社
原子力セグメント 安全高度化対策推進部 主幹プロジェクト統括

議題 2

三菱原子燃料株式会社

大和田 秀成 代表取締役社長

富永 康修 取締役執行役員 兼 管理総括者

山川 比登志 安全・品質保証部 部長

草間 誠 安全・品質保証部 安全法務課 課長

細谷 哲章 安全・品質保証部 安全法務課 主務
白川 寛也 安全・品質保証部 安全法務課 主任
手島 英行 業務改革推進室 室長
河本 裕史 総務部 経理課 課長

MH I 原子燃料株式会社

大和矢 秀成 代表取締役社長
富永 康修 取締役執行役員

4. 議題

- (1) 日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請について
- (2) 三菱原子燃料株式会社及びMH I 原子燃料株式会社の分割の認可申請について

5. 配付資料

- 資料1 再処理施設 廃棄物管理施設 設工認申請について
資料2 三菱原子燃料株式会社とMH I 原子燃料株式会社との分割の認可申請

6. 議事録

○田中委員 定刻となりましたので、第467回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開始いたします。

本日の議題は二つありまして、一つ目は、日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請について、二つ目は、三菱原子燃料株式会社及びMH I 原子燃料株式会社の分割の認可申請についてでございます。

本日の審査会合の注意事項について説明を、事務局のほうからお願いいたします。

○古作チーム長 規制庁の古作です。

本日、議題1の原燃につきましては対面及びWEBの開催、また、議題2のほうはMNFがWEBという形で開催になっております。どちらもですけれども、説明においては氏名及び説明の資料番号、通しページといったことを発言の上で説明いただきたいと思います。

また、説明に当たってはなるべくモニターに映してということで、ちょっと機材の不備から、資料の表示については六ヶ所のほうで対応ということですので、なるべく分かるよ

うに対応していただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○田中委員 よろしくお願いたします。

それでは、早速ですが、議題に入ります。

議題の一つ目は、先ほど申し上げましたが、日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請についてであります。

資料に基づきまして、日本原燃のほうから説明をお願いいたします。

○日本原燃株式会社（瀬川課長） 日本原燃の瀬川でございます。

資料1の2ページを御覧ください。本日は、昨年12月26日に申請させていただいた、第2回設工認申請の概要と、その設工認申請に係る当面の説明方針について御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。3ページは、申請概要をまとめたものとなります。昨年の12月26日に第2回設工認申請としまして、再処理施設は第1回申請で認可を受けた設備以外の全ての設備を、四つの申請書で申請してございます。併せて、廃棄物管理施設についても全ての設備を申請してございます。申請に当たっては、事業変更許可を踏まえまして、内容も含めて確認、整理した上で申請してございます。

第2回設工認の申請内容の説明につきましても、重大事故等対処設備の特徴ですとか、施設間の共用、こういった観点を考慮しまして、これら五つの設工認を一体となって説明してまいりたいと考えてございます。

また、MOX燃料加工施設につきましても、次回の設工認申請の後には、再処理施設と共通する部分、共通する範囲、こういったところを明確にした上で、一体となって説明してまいりたいと考えてございます。

4ページを御覧ください。これらの五つに分けて申請しました申請対象設備を、新規に設置する設備ですとか、設計条件が変更、追加となった設備、こういった観点で分類し直しますと、この4ページに示す表のとおりとなります。

ここでちょっと1点補足をさせていただきたいんですが、表の欄外、右下の注釈に「数値については精査中」という記載を載せてございます。申請対象設備、これまで説明しております総数約25,000という数字自体は、これは確定しているものでありますけれども、この25,000の設備を、ここの表に示していますAですとか、B-1からB-4と、こういった観点を区分するとどういう記載配分にするかと、そういった部分につきましては現時点でま

だ精査中ということで、こういった注釈をつけてございます。誤解を招く表現となっていました。補足させていただきます。

続いて5ページを御覧ください。ここからは、第2回設工認に係る当面の説明方針をまとめたものとなっております。昨年12月の審査会合でも説明しましたとおり、説明は条文ごとに進めたいと考えてございます。

対象となる条文ですが、まず第一に、申請対象設備全てに関連する耐震設計に関する条文としまして、5条、6条、32条、33条、こちらを説明してまいりたいと考えてございます。説明に当たりましては、申請対象設備を耐震重要度分類ごとに明確にした上で、設計条件や評価判断基準を明確化してまいります。特に入力地震動の策定につきましては、全ての耐震設計の基礎となる部分でございますので、こちらをしっかりと説明してまいりたいと考えてございます。入力地震動の策定後は、耐震評価の具体を説明することになりますので、耐震評価に関連する条文としまして、三つ目のひし形に記載しておりますが、これらの条文、すみません、左下のほうですね、対象となる条文、羅列してございます。これらの条文を優先して説明を進めてまいります。

説明に当たりましては、耐震と同様、申請対象設備を重要度ごとに明確にし、設計条件、評価判断基準を明確にした上で、耐震設計のインプットとなります構造設計等について説明してまいりたいと考えてございます。

こちらに示している条文以外の条文につきましては、次回審査会合にて、その説明方針を明確にいたします。

続いて6ページを御覧ください。こちらのページは、先ほどの5ページの説明内容を、各条文の設計プロセスに沿って整理した資料となります。6ページは耐震設計に関する条文のうち、5条と6条をまとめたものとなります。

当面の説明は、主な説明内容に示しておりますとおり、申請対象設備を耐震重要度分類ごとに明確化し、入力地震動の策定を中心に設計条件、評価判断基準の説明をしてまいります。また、説明に当たっては、同じ評価方法のまとまりを説明した上で、合理的に説明を進めてまいります。

続いて、7ページを御覧ください。こちらは「第八条外部衝撃による損傷の防止」のうち、竜巻についての説明方針をまとめたものとなります。先ほどの6ページの耐震設計と同様、申請対象設備を重要度分類ごとに明確化した上で、設計条件、評価判断基準を説明してまいります。これらの説明のうち、申請対象設備のシステム設計、構造設計等につき

ましては、構造図等を用いて説明して、耐震評価へつなげていきたいと考えてございます。

これらの説明におきましても、同じ設計となるまとまりを説明した上で、合理的に説明してまいります。

続いて、8ページから12ページにかけてですが、こちらは八条の外部火災、火山、そして十一条、三十五条の内部火災、十二条の溢水、十三条の薬品漏えいの説明方針をまとめてございますが、当面の説明の進め方につきましては、7ページで紹介しました竜巻と同じ流れとなりますので、説明を割愛させていただきます。

13ページを御覧ください。13ページは、重大事故等対象施設の耐震設計に関する条文としまして、三十二条、三十三条、三十六条の当面の説明方針をまとめたものとなります。申請対象設備を重要度ごとに明確化しまして、入力地震動の策定を中心に、設計条件ですとか判断基準の説明につなげるという流れは同じでございますが、説明の中心となります入力地震動の策定、これにつきましては先ほどの6ページの五条と六条、これと共通してまいりますので、これらの条文と併せて合理的に説明を進めてまいります。

続いて14ページを御覧ください。こちら、SA関連条文の説明になります。こちらのSA関連条文の説明におきましても、八条の竜巻などと同様に、対象設備を重要度ごとに明確化した上で、設計条件及び判断基準を明確化し、システム設計、構造設計という説明につなげてまいります。こちらの説明では、一部SA条文に当たっては許可の記載の不備というのがございました。これらを是正して今回申請してございますが、その内容も含めて、しっかり説明してまいりたいと考えております。

また、SA条文の特徴としまして、三十八条の臨界事故を拡大防止するための設備ですとか、こういった、あと冷却機能、蒸発乾固に対処するための設備などの事故対処条文と、タイトルにも記載しておりますけど、五十一条の通信連絡設備のような、事故対処を支援する設備を扱う条文、こういったものに分かれる特徴がございます。SA条文の説明に当たりましては、これらの事故対処設備というまとまり、あと支援設備というまとまりの関係性をしっかり説明して、説明の順番を含めて合理的に説明を進めてまいりたいと考えてございます。

以上となります。

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、規制庁のほうから質問、確認等をお願いいたします。

○田尻チーム員 原子力規制庁の田尻です。

本日の説明資料で、まず3ページのところで申請概要について説明がありまして、再処理施設に係る申請四つ、また、廃棄物管理施設に係る申請一つの計五つについて、一体となって説明をしていきたいという説明があったかと思います。

強度評価等を考えるならば、設備を類型等をしながら説明することが有効になりますので、そういった点は適切になるかなというふうには認識しておりますが、今回の説明資料自体にはそこまで書かれていないんですが、申請書を見ている限りだと、例えば1項申請の、こちら使用済燃料の受入施設等の申請になりますが、こちらに関して、強度評価等の前提になる構造計画等に関する内容が2項のほうにしか書かれていなかったりであるとか、あと、今回、別設工認として書かれている海洋放出管等に関しても、建設工認の2項だけを引用する形になっていて、どの申請、こういった申請が関わるのかというところも具体になっていないかなというふうには認識しております。

内容を引用しては駄目という話ではないですが、申請行為ですので、申請内容がどの部分にどう関わるのかといったところは適切に説明いただく必要があると思っておりますが、その点について、原燃の考えについて説明してください。

○日本原燃株式会社（石原課長） 日本原燃、石原でございます。

今、御指摘がありましたとおり、再処理施設には4本の申請をさせていただきました。メインは2項変更だというのは、先ほど瀬川が説明したとおりでございます。それぞれ関係するもの、共通するものは引用してございますが、おっしゃっていただいたとおり、この申請がどの変更に通ずるのかといったことを設計として説明しなきゃいけないとかというのが、まだ、しっかりと我々として整理できていない結果が申請書の形になってしまったと思っております。そこは、ヒアリングの場では、しっかりとそこを整理して事実確認をしていただけるように、整理をした上で説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○田尻チーム員 原子力規制庁の田尻です。

今おっしゃっていただいたように、整理して説明いただく必要がありますが、別設工認にかかるものというのは、そんなに論点があるものではないかもしれないんですが、1項申請の使用済燃料の受入施設等に関わるものであれば、ちゃんと説明をいただく必要があるものもあると思っておりますので、今、ヒアリングでというふうに言われましたが、必要な事項等は会合等でも確認していくことになると思っておりますので、その点、認識して準備いただ

ければと思います。

○日本原燃株式会社（石原課長） 日本原燃、石原でございます。

大変失礼いたしました。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川ですけど。

ちょっと気をつけていただきたいのは、今回重要なことは、説明は一体として聞くという分には、そこは別にいいんですけれども、設工認の申請書は、その申請書一つずつとして完成していないといけないんですよ。だから、1個目の申請と2個目の申請を足して二つ同時にとかというよりも、1個は1個で、事務的な話としては、申請は一体として一つにまとまっていないといけないので、申請書の書き方はちゃんとしてください。説明は一体として説明しても構わないという、その辺をあまり勘違いなさらないように、1個の申請書は一つで完結するようにしていただくのが基本ルールだというふうに認識しています。

○日本原燃株式会社（石原課長） 日本原燃、石原でございます。

大変失礼いたしました。おっしゃっていただいたこと、理解をしました。おっしゃっていただいたように、制度で申請書として申請をして処分いただくというときには、1本の書類として完結している必要がある、申請書としての形式が成立している必要があるということを確認した上で、整理を進めさせていただきます。

以上です。

○田中委員 あと、ありますか。はい、どうぞ。

○田尻チーム員 原子力規制庁の田尻です。

本日、申請の概要について説明があったところですが、また申請書の話になるんですが、申請書を見ていると、要は既認可の内容から変更がないとだけ書かれているような条文も幾つかあるかと思います。そういったものについて、要は既認可から変更がないというふうに言われているんですが、例えば今日の資料でいうと35ページからのところで、新規制基準を踏まえた変更以外の変更事項に係る説明方針というふうに書かれておまして、許可で聞いた内容等を踏まえるならば、内容の変更等があり得ると思えるところについても、既認可どおりであるという説明しか書かれていないのではというところが、こちらが見ている限りだと、そう思われるところがあったかなというふうに認識しています。

申請行為として、一応工事を行う前に設工認の認可を取らなければいけないものとなっておりますので、漏れがないか等についても、しっかり説明していただく必要があると認識しておりますので、その点についてもしっかりと準備いただければと思いますが、原燃

の認識を確認させてください。

○日本原燃株式会社（石原課長） 日本原燃、石原でございます。

これも第1回るとき、いろいろとお話をさせていただいて、我々の認識が十分でなかったところがあったということが、まだ十分反映し切れてない部分だと思っています。

変更がないときには、なぜ変更がないのか、どういう根拠なのかというのを付して、ちゃんと説明をする。今回、その他で最後にまとめたものを、当然何らかの変更があって改造等をしているものも当然入ってございますので、そこがどういった改造なのか、その設計基準なりの条文要求との関係で変更が生じていないのか、なぜなのかというところも含めて、しっかりと説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○田尻チーム員 規制庁の田尻です。

申請書としてまだ適切には書けなかったけど、今の時点で説明すべきことは認識して、今後説明されるということで理解させていただきました。

また、すみません、ちょっと別の話に次、なるんですが、本日の資料で言うと4ページ、その後、各条に関して言うと7ページ以降で、6ページ以降で設備数等も含めて記載があるところなんですが、申請対象設備の数に関しては、認可を行った第1回申請のタイミングで設備リスト等を整理して、ずっと長い間かけて整理をしてきているものと認識しているんですが、今回の資料を見ても、例えばで言うと資料の11ページ、12ページで、溢水や薬品の話が書かれていまして、新規に設置するものという意味で言うと、溢水に関しては154、薬品に関しては2というふうになっているんですが、溢水と薬品に関しては対策を共通してやっているようなものが多々あるかと思う中で、この数の考え方というのが合っているのかどうか。

また、設備数の考え方、精査中というふうに言われたので、どこまで正しい値が書かれているかというところはあるんですが、外部事象として書かれている竜巻や外部火災や火山といったものと、内部事象として書かれている溢水とかに関しては、防護する対象という意味で言うと安全上重要な施設、安全機能を有する施設、全てが条文の関係のものになって、その中で防護対策するものとしては、安全上重要な施設等が挙げられるという形で、基本的にそこまでの数の差は生じないような気がするんですが、その中で微妙に200等の数の差が生じている等がありますので、この辺りが適切に整理されているかというところについては確認が必要かなと思っていますが、この辺りについて、考え方を説明してくだ

さい。

○日本原燃株式会社（石原課長） 日本原燃、石原でございます。

はい、第1回申請において申請対象設備リストを添付させていただいて、我々、長い時間かけて御迷惑をおかけしました。25,000という数も確定をさせて、それぞれの設備がどの条文に関係するかという丸つけなりをして、申請書に添付をさせていただきました。特に縦軸は、先ほど瀬川が説明したとおり、変更なくて確定だと思っています。

今回、特に我々が、この集計をするときに若干ながら、ちょっと失敗したなと思って、ここまで時間がかかってしまいまして、先月の審査会合で、その設備をAとB-1からB-4まで分割をして、それぞれ整理をした上で、類型になるものは合理的に説明をしますといった、この分類を整理するやり方、指示の仕方なり、その指示のキャッチアップの仕方、その整理の仕方に、中のコミュニケーションもうまくなって時間を要してしまいました。そういった意味で、もうしばらく精査をさせていただきたいという意味で、精査中という言葉を書かせていただきました。

ただ、先ほどあった、例えば外部衝撃と溢水、化学薬品で、B-2に入っている数が例えば一緒じゃないかということについては、廃棄物管理施設が入るかどうかで、その数字に差異が生じているというところはございます。そういった数字の差異のところの考え方については、今回お示しするに当たって、しっかりと押さえた上で整理をさせていただきました。

ただ、もう一つあった、溢水と化学薬品のAの数の違い、これについては第2回の申請で、しっかりとまた設計の方針なりを説明させていただいた上で、お話をさせていただく必要があるところだと思ってございます。

以上です。

○田尻チーム員 原子力規制庁の田尻です。

原燃としての考え方を決めた上で、今、数を精査しているような話があったんですが、この精査の話は、さきに話もあったように昨年末の会合の時点までにおいて、それなりに長い期間をかけて原燃が精査したものとして、次回の申請に向けて、今、既に申請が出たものに対して準備をしているというふうに説明を聞いてきていたものですので、今の時点においてまだ精査中という時点で申請の、基本的にこの申請対象設備が何なのかというところは、今後説明を聞いて、各条文の全ての基礎というかベースになるものだと思っていますので、その点が準備されていないというのは、あまり申請として適切ではないような

感じな気はしておりますので、速やかに整理をした上で説明できるように準備いただければと思います。

○日本原燃株式会社（石原課長） 日本原燃、石原でございます。

はい。今おっしゃっていただいたように、この設備数、非常に重要なものだという認識はございます。そこも含めた上で、こんなに時間がかかっていることは大変問題だと思っております。我々としてしっかり精査をさせていただいて、数字をお示しさせていただくと。今後の説明も、しっかりとそれをベースにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

今、田尻からもありましたけど、申請に先立って、第2回の申請が対象設備数とすると膨大になるということもあり、第1回の教訓も踏まえて、会合で11月、12月と申請前にどういう準備が必要か、どういう視点で整理をすべきかというようなことを話をさせていただきました。

その集約したのがこのAだったり、B-1、2、3、4というところで、申請対象設備がどういう素性のものなのか、どういう説明が必要なのかということをつまえて申請をしてくださいということになっていたと思っております。

それが、先ほど石原さんからもありましたように、申請書であれば設備リストで表されて、それが認識を共有した上で審査に入ることだったと思うんですけど、設備リスト自体には、その反映が十分はされていないということもあって、今回、蓋を開けたら、その条文ごとにも差が見られるし、認識が合っていないということだったので、そもそものスタートの仕方というのが十分じゃなかったんだろうなというふうに思っています。

第1回にも、その条文なり担当間、あるいはその部署間ですかね、といったところでのコミュニケーション不足があって、なかなか、こちらの指摘が水平展開が図られないというようなことで手間が非常に多くて、結果2年もかかっているということになっていて、途中から、その改善として体育館に集まって、コミュニケーションが取られるようにするというので取り組み、第1回はその申請対象数が少なかったのも、何とかあったということだと思んですけど、第2回においては多い中、結局、同じ問題で十分できなかったということなので、一体、体育館での連携というのは何なんだということを改めてちょっと疑問に思うところがございます。

また、先ほど説明のところ瀬川さんからは、重大事故のところ、許可のところでの、

面談でも聞いていますけど、添付書類、あるいは整理資料といったところでの数字の間違いがあったというようなことを聞いています。

その間違いについては今回の申請に当たり精査をし、見直しをかけて、その見直した内容で申請をされたということですので、その内容が正しいかどうかも含めて、今回の申請の内容として審査をする必要があるかなというふうに思いますし、先ほど田尻からもあったような、申請書の、今回それぞれ5申請ありますけど、その相互関係が明確でないとか、あとこの後、各担当からもありますけど、記載としての、今回の申請書の中での間違いというのも多々あるということで、先ほどの担当間の連携だけではなくて、そもそものチェックの体制と。

前回は、第1回申請のときのチェックの体制という意味では、担当だけではなくて、中間層、役員層というところで3層に分けてチェックを、それぞれの立場でチェックをするということで話をいただきましたけど、それも機能していないし、第1層での担当のチェックも十分できていないという形での申請書になっていますので、その点、一体どうされてるのかというところが非常に疑問になっています。

第1回の教訓から、そんなこといっても、そちらで一式見直したところでまた同じ問題が発生するので、個々内容は確認していこうとは思いますが、その点、どう考えておられるのかを、まず説明いただきたいと思います。

○日本原燃株式会社（佐藤部長） 日本原燃の佐藤でございます。

まず、体育館に集まって、コミュニケーションをまず取っていこうということに関して、場所的には、おっしゃるとおりコミュニケーションができたと思っております。ただ、今回の御指摘にありましたとおり、A、B-1からB-4のこの数のカウントにつきましても、事務局のほうから、各課、各施設課なり各条文担当に聞き取りをして確認をして、それをある意味、信じてしまったというようなところがあって、それを何ていいますか、なぜ、そうなったかという証といいますか、エビデンスを含めた、我々がチェックできるようなツールといいますか、そういった管理方法で確認をしていなかったといったところ、もうこれ、完全にもう各課をちょっと信じてしまって、それをそのまま数字として管理していたというところがあって、これはもうコミュニケーションといいますか、場所だけではなくて、やっぱり我々、事務局、管理者側の管理の不十分さということが原因だったというふうに反省しております。

これは体育館という位置的な話だけではなくて、しっかり、我々管理する事務局がしっ

かり管理できるようなツールをもって、かつ、それにコミュニケーションをつけて、しっかりやっていかなければならないなというふうに反省はしております。

もう一つ、誤記の話なんですけれども、これも第1回のおきから最終補正のおきにもありましたけれども、そこもダブルチェックであるとか、各階層ごとにしっかり管理していくということで御説明してまいりましたけれども、今回も同じような誤記があったということで、それが不十分であったということは認めざるを得ないと思っています。

それぞれの各階層でどういうチェックをして、今回の誤記がなぜ見つけられなかったのかみたいところは、今、全ての図書に対してもう一度、総ざらいで見いておりますので、その中身をしっかり精査して、再発防止にはつなげたいというふうに思っております。

ちょっと今、ここで根本的に何があるかといったところまで、まだ突き止められていないというのが正直なところでございます。

以上です。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

まず、コミュニケーションなりの話ですけど、体育館で連携を取れるような状況ではあって、ツールが不備だったと言われましたけど、私としては、ツールはあくまで便宜的にやっていることであって、言われているのは恐らく目的なり計画なりがちゃんと作られていなかったということを後側、何ていうんですかね、運用側の話としてされたような気はするんですけど、そもそも、ちゃんとした指示をしていなかったんじゃないかなというふうに思っています。なので、受け取る側が統一した認識をとれなかったということであって、ツールという表現は、どうもしっくりこないなというふうに思っています。

さらに、それがうまくいってなくても、コミュニケーションとれているのであれば是正できたはずで、その状況を分からなかったというのは、やっぱりコミュニケーション不足なんだと思います。そういった点も問題意識を持ってないというところが、やはりコミュニケーションエラーを起こす組織体系なんだなというふうに思いますので、その点もよく、2年間踏まえてもこの状況ということですから、深く反省をして対応いただきたいと思います。

また誤記のほうも、なぜそう起きたのか、それぞれを分析されているということでしたので、その分析結果も、しっかりと説明いただきたいなというふうに思います。

特に今回、申請書自体は、とてもじゃないけど審査に値しないものなのですね。この後、条文で言いますけど。なので、実際の数字なり何なりというのを審議できる状況にまだあ

りませんので、原燃としてしっかり、これで基準適合しているんだという説明体系が取れているというチェックが終わったものに対して、最終審査をしなきゃいけないということですから、それを、そうですねと受け取るためには、その分析が終わり、その是正がされて、改めて情報として提示をいただく必要があるというふうに思っています。

今日、話のあったように、それぞれの説明できるものというのは、まあ、なくはないかなと思いますけども、少なくとも、最終的にはそういったところが整理できていないということで認識いただければと思います。

私からは以上です。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川ですけど。

まあ、さんざんいろいろ言っているんで、ざっとですけれども、まず、今回申請の約25,000というものに対して、まず、原燃としては25,000全て、ちゃんと説明をしないといけない。要するに、一つも漏らしてはいけないという中で、ここの、要するに分母の部分というのはものすごく重要であって、それを第1回目の申請のときにまとめてあるという、そういう認識になっていると。

一方で、今回の4ページの申請対象設備を、さらに新規とか、いろいろな条件ごとに分類するというのを、ここから先、類型化だとか、そういったものでやっていく上では、ものすごく重要なものであって、じゃあ、その分類するためには、さっき、ばらばらでとかって、考え方が云々と言ったけれども、考え方はもう一つしかなくて、それは、この解をつくるためには、法令と許可に、もう既に答えが書いてあるわけですね。

そうすると、それはどこの、この4ページの表でいう1ポツの設計条件というのをしっかり把握できていないという、上っ面だけしか理解していない。一つ一つの、25,000の機器に対して、設計条件を明確にしていけないといけないという、それを我々に説明するわけですけど、原燃としてはもう既に設計が終わって、工事までほとんどのものがしてある中、そこが多分、理解が足りてない。答えはもうそこにしかない。

すごい簡単に言えば、もともと法令になかったものが追加されれば、それはもう新規になるし、当然、許可申請書の古いものと新しいものを見比べたときに、なかったものが追加されたり、それから、もともと数値が、例えば基準地震動みたいなものは簡単で、名前も変わっていますけれども、数値的には大きくなったりしてればということでは、簡単に分類ができるはずですし、イージーなミスみたいなのはあるかもしれない。そういう意味での精査は大丈夫だと思いますけど、基本的な考えはもうそこにしかないなので、間違いよ

うがない。それを担当ごとに違うと言っているのは、根本的な理解が足りてないというところに尽きるんで、ここがしっかりできない。要するに、この数値を入れることより、1ポツの設計条件を整理ができないという、できていないということにほかならないわけですから、ものすごく重要な入り口に入れられないということですので、相当重いことだと思いますんで、単純に数を数えればいいのか、何かルールを決めて数を数える。でも、ルールは既に決まっている中で、ちゃんとやらないといけない。理由が分からないと言ったけど、理由はもうそこにしか多分ないと思います。

それは我々でもできる話で、原燃が何百人もいてできないのは、そもそも、そういうところの基礎的なところがしっかりしていないというふうに思いますので、まずはそこをしっかりとやってください。

○日本原燃株式会社（決得副事業部長） 日本原燃の決得でございます。

今、管理官、古作さんから言われたことを肝に銘じて、業務の、数を数えるとかいろいろありますけども、業務の重要性をきっちり説明して、業務の計画、やはり言われたとおり、ちゃんと立っていなかった点が多々あると思います。

また、コミュニケーション不足は、やはり日々の報連相とか、作業の進捗のチェックといった点が不足しておりました。この認識の統一といった点は、役員である私、松本の両名の業務だと思っております。それが十分できてなかったのは、この二人が至らなかった点だと思っておりますので、そこを認識を新たにして、日本原燃がちゃんと業務の説明責任を果たせるよう、我々が指導し、管理をきっちりやっていくしかないと思っています。一つ一つ丁寧な説明を心がけていきます。

以上です。

○田中委員 はい。あとありますか。

○上出チーム員 規制庁、上出です。

今まで申請書の不備みたいな話がありましたけど、ちょっと耐震とかについて具体的にお話しできればと思いますけど。今回、やはり設備数が多くて、耐震計算書も大分大部なものが出てきていますけど、特に機電の計算書なんかは、計算結果がNGのまま申請書に出ていたり、まるで確認をしていないだろうと。そういう状態で申請されたら受け止めています。耐震だけではなくて、材料構造の強度計算書も同じようにNGが出ていたり。

あとはまた落丁と思われる部分があったり、ということも聞いていますけども、なぜ、このような書類で申請されることになったのか理解できないんですが、少し説明いただけ

ますか。

○日本原燃株式会社（佐藤部長） 日本原燃、佐藤でございます。

まず、計算書について、御指摘のありましたとおり、NGでそのまま出してしまうたりとか、落丁、確かに我々も確認しております。

まず、全てまだ、今、NGなので確認とれているわけではありませんが、少なくともNGであったものに対して、本来であれば、例えば1次-+2次がNGであれば疲労評価をやるであるとか、簡易評価でNGの場合は詳細にやるといった後段のプロセスがございまして、そのプロセスをしっかりとやっているというところは確認とれておりましたけれども、その結果をしっかりと計算書のほうに書いてなかったといったようなところ、これ本当に、なぜ、それが書き漏れたのかといったところは、今ちょっと分析はしておりますけれども、そういった状況で、ほかの図書も含めて、今しっかりと確認、なぜ起こったのかも含めて、今、確認とっているところでございます。

落丁につきましても、物量が多いということ、これは理由にはもちろんならないんですけれども、ちょっと、どういった作業体系で作業をやって、なぜ落丁になったのかといったところも、今、併せて確認をしておりますので、その確認結果を踏まえて、ちょっと御報告したいというふうに思います。今はちょっと、すみません。ここまでしか御回答できません。

以上です。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川ですけど。

今の答え、非常に不満足で、何か人ごとのように話をしているんだけど、ここにいる皆さんが、まずは何かやったんじゃないんですか。自分たちがやったことを棚に上げて、やってないから他人のせいになっているんです。何かもう人ごとのようにしているとしか、何か、思えなかったんですけど。あなたは何をやったんですか。

○日本原燃株式会社（佐藤部長） 日本原燃、佐藤でございます。

私は今回の申請に当たって、事務局として、それぞれ各施設課であるとか、条文担当者が申請書を作るに当たってチェックしたことを、抜けなくチェックをしたといったところを確認をしておりましたけれども、個別、申請書1枚1枚、落丁がないとか、しっかりと最後まで計算結果をつけたかという直接的な確認はしておりませんでした。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川ですけど、うちはしているんですよ。見たら分かるんですよ。何で原燃の担当者はしなくていいんですか。佐藤さんは、なぜしなくていい

んですか。

○日本原燃株式会社（佐藤部長） 日本原燃、佐藤でございます。

担当者がやってない、それぞれ主幹課、作成箇所はやったというふうに考えております。それを取りまとめる私が、最終的に全てをチェックしていなかったといったところがございます。そこは、全てを取りまとめる箇所が、チェックをするかどうかというのが効率的かどうかも含めて、ちょっと今後の再発防止は考えたいと思います。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

効率がいいとか悪いとかじゃなくて、やるべき人間が必要なチェックをしたか。必ず、これ、どこかでチェックが落ちているわけですよ。いろんなチェックの仕方があって、いずれにしろ我々で容易に見つかったことが、原燃には見つからない。そもそもチェックのシステムがおかしいとしか、もう言いようがない。

これは初めて起こったことではなくて、これまで何十回も同じようなことをして、その都度、同じようなことを言われていて。だから、何を変えたんですかと。相変わらず、ここに座っている人は他人にやらせているだけで、自分たちは、仮にそういうことがもともと起こるといふ蓋然性が高い組織の中で、何を見ているんですか。必要だったら、1枚1枚全部見ればいいじゃないですか。そこに、なぜ効率化が要るんですか。

○日本原燃株式会社（決得副事業部長） 日本原燃の決得でございます。

実際に、誤記、落丁が起こっている段階において、我々のチェック不足、これはもう、明らかなチェック不足でございます。何が足らなかったのか。本当に真摯に考えて対応していかないといけないと思っています。必要であれば、我々が1枚1枚チェックするなどいう対策も必要になってくるかもしれません。実施問題、第1回からこのような同じミスが続いているといったところ、非常に重く受け止めて、本当、抜本的な対策ができるように見直してまいりたいと思っております。

ちょっと今、ミスが続いておりますので、そこをちゃんと肝に銘じて、ちゃんと対策を打てるように精査してまいります。

以上です。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

あまり言いたくもなかったのですが、チェックしているけど漏れたと言わんばかりな感じではありますけど、チェックなんかしている余裕がなかったというのが実態だというふうに感じています。恐らく原燃のここに出てきていない作業の方々みんなそう思ってい

るんだろーと思いますけど。それは結局、12月末に申請しなきゃという要求事項を達成するのが至上命題であって、内容はさておきというふうにされたのだろーなと受け取った側は見ています。

そういったことのないようにということで、第1回申請でもしっかりとチェックをしてから出してくださいというようなことを申し上げて、それでも機能しなかったんですけど、やられたということで、もう出されてしまったので、もうその点については申し上げませんが、もう二度とこんなことがないように、特にこの後の作業については、そんな中途半端なものを出しても結局遅れるだけで、何のいいこともありませんので、時間ということを考えて、内容をしっかりとしたものを出すということを最優先に、至上命題として対応いただければと思います。

以上です。

○日本原燃株式会社（決得副事業部長） はい、日本原燃の決得でございます。

おっしゃるとおり、25,000の機器を漏れなく説明していくというのが大命題でございます。現在のところ、資料が申請書類はそうになっていないという御指摘のとおりですので、これから事実確認をしていただく、ヒアリングに出していく資料は、そこのチェックをきっちり終わったものから出していくといったところを徹底したいと思っております。非常に御迷惑かけて申し訳ございませんでした。

以上です。

○上出チーム員 規制庁、上出です。

しっかりチェックをしてということでよろしく申し上げます。

耐震の進め方なんですけど、機電とか、その辺りはしっかり精査をしなきゃいけないと。一方で、5ページあたりに書いたような、今後、入力地震動のほうから話をしたいということで、そこはそういうチェックもしつつ、それでも話を進められるクオリティにあるんだろーと思っておりますけども、まずはそういった形で、機電は最後、見つつ、建物側は話を進めていきたいとそんな感じになるんですよね。

○日本原燃株式会社（松本副本部長） 日本原燃、松本でございます。

上出さんおっしゃるとおり、まずは入力地震動を決めるということに当たって、地盤モデルを説明させていただいた上で、その次には建物であったり、構築物であったりという応答があって、機電の床応答とか出てまいりますので、順番といたしましては地盤モデルを先頭にして、引き続き建物、洞道などの構造物、構築物を先立って説明させていただきた

いと思っております。

以上です。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

先ほども少しお話ししましたが、一つ一つしっかりと説明いただきたいというふうに思っています間違いがあったからといって、一式見直してからじゃないというと、結局またやり直しとかがあってというのが発生しますので、やり直しを何回も繰り返させたいわけではありませんから、順々に明確にすべき順番があって、それを一つ一つこなしていくということで、その一つ一つのチェックをしっかりとして対応いただきたいというふうに思います。

以上です。

○日本原燃株式会社（松本副本部長） 日本原燃、松本でございます。

了承いたしました。一つ一つしっかりチェックしてまいりたいと思います。

○田中委員 あとありますか。

○岸野チーム員 規制庁の岸野です。

今後の耐震の説明については、入力地震動の設定から、つまり地盤モデルの妥当性から話をするという御説明でしたけれども、今回の申請の内容を見ますと、第1回申請でのMOXの燃料加工建屋で取りやめになった、既認可で採用した平均地盤モデルを採用するということと理解しております。

平均地盤モデルに対する疑問点というのは、既に第1回の会合でも議論しておりまして、事業者も把握していることと認識しています。今回も第1回と同じことにならないように、しっかりと妥当性の根拠の説明をしていただきたいというふうに考えています。

また、第1回の申請においては、設計の結果を説明するばかりで、事業者からなぜこれでいいのかという説明がされないことが非常に多かったと思っています。これは地盤モデルの件に限った話じゃないですけども、まずは事業者の中で設計の妥当性をしっかりと確認した結果として説明をしていただきたいと考えております。この点についての事業者の認識を聞かせていただけますか。

○日本原燃株式会社（松本副本部長） 日本原燃、松本でございます。

おっしゃるとおり、平均地盤モデルという形で説明させていただきたいと思っておりますけども、MOXの際に考えたロジックと今回のロジックの差も含めて、結果だけではなしに、その根拠、プロセスも含めて説明させていただきたいというふうに思っております。

あと耐震のみならず、結果だけ説明しているというふうなお話もございましたので、これも同様に科学的、技術的な根拠、並びにそれを設定するに至ったプロセスも含めて説明してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○岸野チーム員 規制庁の岸野です。

結論ありきの説明にならないように、今言われたようなことを留意して、説明の準備を進めていただければと思います。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

今の中で根拠、プロセスというふうに言われましたけども、プロセスの中に入っているのかもしれませんが、第1回申請においては、説明のロジックということで度重なるこちらからのコメントをさせていただいたというところでは。

やはり何でそう考えたのかというところには、入り口として設計コンセプトがあり、それをどう対処していくのかという計画があって対応されているということですので、それをまず説明いただかないことには、何でそういうことを原燃がやっているのかということがこちらが理解できないというところだと思いますので、第1回で十分認識されたと思いますが、ヒアリングでは最初に1枚、そういうのをまとめて、第1回では説明されていましたが、第2回に入って、申請書ではまとめたものの、申請書ではそういうことを説明する意識は見えませんでしたし、ヒアリングにおいても、現状においてはまだそれを意識して説明されているというふうには思えませんでしたので、その点、改めて担当者はしっかりと整理をした上で説明に当たっていただきたいと思います。

実態上は何らか頭にはあるんでしょうから、それを説明するという能力もしっかりと上げていただければなというふうに思います。

以上です。

○日本原燃株式会社（松本副本部長） 日本原燃、松本です。

至らぬところがあったと思いますが、まず、我々が考えている設計コンセプトと申しますか、ロジック、流れをきっちり冒頭に説明した上で、それ以降、先ほど申し上げた根拠、プロセスも含めて、なぜそのような結果に至ったのかを丁寧に説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○田中委員 あとありますか。

○田尻チーム員 原子力規制庁の田尻です。

先ほど耐震について幾つかやり取りはありましたが、次はDB、設計基準について幾つか

の御指摘等させていただければと思います。

設計基準に関しては、例えば屋外施設に関しては、第1回申請において屋外の冷却塔とその防護ネットについて説明があつて、共通的な方針については一応説明が受けているところになるんですが、第2回の申請を確認した限り、防護ネットと一つ言いましても、前回のところが本体設備にかかるものだったんですが、今回他の施設にかかる冷却塔で、ネットについて説明があつたものを見る限り、やはり構造等が実際に違つていて、具体的に説明を受けなければいけないなと認識しているところです。

また、屋内設備に関しては、前回の申請が、先ほどお伝えしたように屋外設備だけだったところもありまして、具体の説明というのは確認しておらず、本当の設計方針だけを確認したところになっておりますので、具体的な内容の妥当性についてはしっかり確認していく必要があると認識しています。

申請書等の内容を確認した今の現状の限りで言うと、設備の例えば新しく設置する冷却塔とかも含めてですが、設備の構造等すら十分に理解できない、確認することもできないような資料になっていると思つておりまして、本当の基礎の基礎の部分だと思つていますが、そういった点をしっかりと説明していただかないと、審査が全く進まない状況になってしまいますので、そういった点をどのように今後説明していかれようとしているのか、認識を確認できればと思います。

○日本原燃株式会社（蛭名部長） 日本原燃の蛭名です。

まずは構造とかで、おっしゃるとおり、第2回のもは確かに見た目とか構造が違うものが結構ございますので、そちらについては先ほどからちょっと話が出ていました設計コンセプトとか含めて、第1回の違い等も踏まえて御説明していきたいというふうに考えてございます。その上で構造をそうですね、すみません、図面等を用いて、詳細な部分は説明していく必要があるというふうに考えてございます。

以上です。

○田尻チーム員 原子力規制庁の田尻です。

今おっしゃられたように図面等を用いてというのも当たり前の話ではあるところなんです、日本原燃の場合、第1回の申請のときとかを踏まえると、要は説明すべき材料を手元に持っていて、それを小出しにされることが多いようにも感じていますし、これまで何度かいろんな審査を受けているにもかかわらず、こちらが要は今まで説明を受けていない事項であるとか、施設特有な事項があるならば、その説明をしなければいけないのに、

そういった点を最初から出してこないというところが多いかなというふうに認識しておりますので、まずは設備構造として、今後の審査に向けてどういった点を説明しなければいけないかというところをしっかりと整理した上で説明していただければと思います。

○日本原燃株式会社（蛭名部長） 日本原燃の蛭名です。

おっしゃっていただいたとおり、第1回を踏まえて必要なものというのが大分分かってきましたので、全部の情報は出すようにしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○田尻チーム員 規制庁、田尻です。

さきにお伝えしたとおり、申請書において十分に把握された申請書にはなっていないと思いますので、今後に向けて、そういった点を精査されて対応されるということだと思いますので、しっかりと対応いただければと思います。

また、申請書という意味でいうと、第1回申請の終わりぐらいのところでは、類型等を整理しながら説明するという話があったかと思うんですが、外部事象等の資料を見る限り、申請書ではその点はあまり考慮されたものが出てきていないかなというふうに認識しております。

先ほど話した構造等の説明に関しても、そういった類型の整理につながるものだと思いますので、今後どのように類型して説明しようとしているのか等も整理した上で、しっかりと説明していただければと思います。

○日本原燃株式会社（蛭名部長） 日本原燃の蛭名です。

承知いたしました。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

今の類型とかの話でいうと、単純に耐震とか強度とかでの評価方法というだけではなくて、大本で言うとその要求事項が何なのかということに遡ってということだと思います。今日の資料とかでも、まずその要求事項を整理をして、具体的に説明を順々にしていきますということでしたので、そこにまで遡るとすると、竜巻防護の関係で冷却塔というのがあれば、冷却塔の本来機能は冷却であり、条文でいえば閉じ込めということになるわけです。その部分まで立ち返る思想がないと、結局何を説明すべきなのかというところが網羅できませんので、その点をしっかりとまとめていただきたいと思います。その1点でも申請書としては不足があるということだと認識をしています。まずは説明をしていただいて、説明漏れがないという認識をちゃんと提示いただければというふうに思います。

以上です。

○日本原燃株式会社（石原課長） 日本原燃、石原でございます。

前回の審査会合でも、そういうことを網羅的に、かつ体系的に説明をさせていただきま
すとお約束していながら、まだできていないというのが現状だと思っています。しっかりと
そういうところ、全てをちゃんとまず網羅的に挙げる、抜け漏れのないようにする。か
つそれを類型など使って体系的に説明できるようにする。かつ自分が今どこを説明してい
るかちゃんと明確にして説明させていただくということを肝に銘じて、全員の一緒の気
持ちでやらせていただきたいと思います。

以上です。

○田中委員 あとありますか。

○清水チーム員 規制庁の清水です。

溢水や化学薬品の漏えいについて、大きく2点お伝えしたいと思います。

第1回申請の対象設備は屋外の冷却塔でしたが、第2回申請では屋内の設備も対象となっ
て、各設備の設計の妥当性を、影響評価の結果などにより確認していく必要があります。
その影響評価の条件となる溢水、化学薬品の漏えい量、あと経路や防護区画の設定などは
評価の前提として重要なインプットになりますが、現状の申請書に書かれている情報だけ
では、その条件設定の考え方の妥当性が確認できない状態ですので、必要な情報を整理し
て、今後しっかり説明を行ってください。

また、再処理施設は流体を内包する配管などがあらゆる場所に存在しますが、溢水源や
化学薬品の漏えい源の選定にあたっては、設計図書や必要に応じて現場確認などを行って
抽出したとしていると思いますので、これらも条件設定に係る重要なプロセスとして確認
をしていく必要がありますので、今後必要な説明を行うようにしていただきたいと思います。
います。

○日本原燃株式会社（蛭名部長） 日本原燃の蛭名です。

承知しました。足りていない情報などはちゃんと説明していくように、資料のほうの修
正をしていくように考えてございます。

以上です。

○田中委員 あとありますか。

○高梨チーム員 規制庁、高梨です。

これまで耐震関係、それから設計基準関係の話がされてきたかと思いますが、次

に重大事故等対処設備等についてお話をさせていただきます。

重大事故等対処設備につきましては、前回の会合とも重なる話になるかもしれませんが、これまでMOXの第1回申請の中では、共通の設計方針といったものは確認させていただいていると思いますけれども、今回、再処理施設につきましては、今回が申請に初めて含まれるということで、基本設計方針からしっかり確認していくものと認識しております。

その中で、例えばなんですけれども、技術基準への適合性を整理した際に、許可で確認した例えば有効性評価との関係につきましては、どのような形で整理されているのかといったことは、申請書等を見ている中では、許可申請書との整合性に関する説明書、そういったものの中では、ちょっと確認ができないようなところがありますので、許可の該当部分といったことを整理していただいて、今後しっかり説明していただきたいと思いますのですが、その点いかがでしょうか。

○日本原燃株式会社（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

今、御指摘のあったとおり、許可整合といった観点でいったときに、他のDB条文と違って、SAの条文は有効性評価というような、特殊な評価を持っておったと。そことの関係性をきちんと示しきれてなかったのは御指摘のとおりだと認識しております。ですので、今後のヒアリングにおいては、今回の申請で不足していた部分、しっかり補わせていただいて、追加で資料を提出させていただいて、しっかりその関係性も含めて説明していきたいと考えてございます。

以上です。

○田中委員 よろしいですか。

○藤原チーム員 規制庁の藤原です。

私からも重大事故等対処設備についてなんですけれども、前回の会合からもお伝えさせていただいているとおり、重大事故等対処設備については、設備の関係性というのがポイントになってくると。また条文間の関係性といったものも、説明のポイントになってくるのかなと思っています。

今回の会合でも少しお話があったとおり、耐震へのインプットとして、対象設備を整理する必要があって、そういった部分は先行して説明をされたいといった認識については、こちらも同じ認識と思っています。

その説明をしていただく際に、例えば監視測定設備であったり、通信連絡設備であった

り、計装設備であったり、そういった設備においては、お互いの設備の関係性であったり、また内的事象を起因として発生を考えている重大事故への対処に使用するDBの設備、そういったDB設備との関係性というものがあって、それらについては、許可の中でも整理はされていると思っています。

今回、この設工認の中で説明する際にも、その許可の整理に基づいて、そういった関係する設備というものは一体として説明いただけるのかなと思っていますが、その認識についてお聞かせいただけますか。

○日本原燃株式会社（瀬川課長） 日本原燃の瀬川でございます。

今、藤原さんの御指摘に対して、そのつもりでおるとというのが答えになります。SA条文は、繰り返しになっちゃいますけれども、DBとSAの兼用関係もあれば、事故対処条文と支援系の条文の関係性整理もあり、また支援系の中での関連性、事故対処関係での関連性というような形で、縦横斜めで複雑に絡み合っているとあったところで、ここをいかにきちんと整理して、こういう説明項目をこういう順序立てで、こういう関連性を持って説明していきたいんだという、そこの入り口をちょっとしくじってしまうと、なかなか深みにはまってしまうようなので、そこの交通整理を1回しっかり認識はさせていただいて、具体的な説明につなげていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○藤原チーム員 規制庁の藤原です。

今おっしゃられたとおり、条文であったり設備であったりといった関係性がかなり複雑ですので、きちんと整理していただいて、丁寧に説明いただきたいと思っています。

今回の会合資料の中で参考資料という位置づけではあるんですけども、分類であったり、対象設備、具体的な説明項目であったりといったところは整理されてきています。最初のほうに議論がありました数の考え方と関連するかと思うんですけども、それぞれの分類というものが本当に設備なり条文の担当者間で、きっちり認識がされているのかといったところは少し不安に思っています。

整理されている22ページなんかは、例えばなんですけども、こちらでB-4に整理されているのは、ざっくりと上記以外の放射線管理施設とかいった、こういった記載にとどまっていて、今、例えてお伝えしただけで、他の条文でもそういったざっくりの記載であったり、またはそれぞれB-4というものに整理したものが一体何なのかといったものが、ざっと見ても何となく分かりづらいといったところがありまして、そういったところは、

そもそも今、記載としては設計条件に変更がないものという分類をされているものの、じゃあ、実際にSAの設備についてはこういったものをここに分類しよう、そういったものが本当に各設備間で認識が合っているのか。違っている場合は、その特有の事項というのが本当にあるのか。そういったところを検討されているのかお聞きしたいんですが、その状況って、今どんな感じでしょうか。

○日本原燃株式会社（瀬川課長） 日本原燃の瀬川でございます。

冒頭の本文のほうにあった主要条文に対しては、数字精査中というふうに注釈を入れさせていただいておりました。やはりこちらのほうの、今参考に落としているような条文につきましても、やはり精査中であることには変わりないと思っております。

1人の人間が、やはり条文、横通しで同じ観点でみんな拾っているのかといったところは、これらのSA条文に対しても、同様な確認というのは引き続きやっていかなきゃいけないというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○藤原チーム員 規制庁の藤原です。

きちんと検討していただけるということを認識しました。実際は14ページなんかを整理される際に、何基あると。それがじゃあ何なんだと。それぞれの条文において本当に整理として、みんな認識が共通しているのかといったところを確認した上で、まとめていただきたいものですので、そういった点きちんと把握されて整理いただきたい。今後はきちんと整理したものを説明していただくということで、よろしく申し上げます。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

今の点、あるいはその前のDBのほうでも、影響評価をやるようなものというのはプロセスを順々にというところで、特にその前段で対象設備、防護対象をどうするのかといったところの考えを整理しないと、ということで、溢水であれば溢水源の設定というところに耐震のプラス要求をかけているところがあるかと思えますし、その点ではSAにおいても同じで、1.2Ssの設計をするという追加要求をかけている機器があるかと思えます。

SAについてはアクセスルートという関係で、さらに対象が広がるということなので、そういった一連をしっかりと整理をいただかないと、今日の資料の5ページで記載いただいていますけど、耐震評価につながるこの設備はどういう要求事項がかかっているのか、こういう耐震評価が必要ですという入り口にたどり着かないということだと思えます。

その整理をするためにも、やはりSAの条文なり設備という関係では体系を整理して、ポ

イントを明確にしていかないと混乱をしていくということだと思しますので、しっかりとまとめていただければと思います。

この資料で言えば、中ほどから書かれているところの①のところで設備の明確化があり、②でその条件、基準の明確化という、この2点に密接に絡むものだと思います。この①、②は前後関係というよりは、その視点を持って整理をしていくということだと思しますので、整理をしていただいて、耐震のときにこの要求が何かというのが分かるようにしていただくことで、各担当それぞれが認識を取れるんだらうなと思しますので、整理よろしくをお願いします。

○日本原燃株式会社（石原課長） 日本原燃、石原でございます。

いろいろとまだヒアリング、事実確認をさせていただく中で、我々の資料が十分できていないということで、まだ修正を繰り返しているところでございますけども、そうやっていただいたように、今言っていたように、条文間のつながりであれば、何をどこの条文でどう設計の要求をしていて、これがどの条文と関係するのか、理由が何かということをやちゃんとひもづけて整理をして、説明させていただくようにさせていただきたいと思えます。

以上です。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川ですけど。

今日いろいろなことを申し上げましたけれども、大体総括してまとめて言うと、まず昨年末に出された申請書、全般的には相当できが悪い、かなりの手直しが必要ですというところ。ただ、一方で今日の説明資料の5ページ目に、当面の説明方針というのがありますけれども、ここの部分については、話を聞くことは可能であろうというふうに思っていますんで、まずはこういうところから聞いていくと。

一方で、今日も対象設備の明確化とか、それを明確にするためには結局、設計条件の理解が必要だということ絡んでくるので、今日の資料でいう6ページ以降というのは、結局、ここの左からちゃんと順番に説明するとスムーズになるわけですので、今日、全般的に今後の説明に当たって留意する点というのを概括しましたけど、その辺をしっかりとすること。

我々も申請書、多分5万以上の、5万とか6万とかそういう世界で、まだ2週間ほど見ただけでもそんな状態ですので、我々も全部見きっているわけではありませぬので、細かい点についてはまだまだ相当出ると思えますんで、それはしっかりやっていくということで、

結局、何が重要かという、まず、自分たちでやった設計をしっかり理解すること、そしてそれが法令、許可との関係で、何を説明するのがいいかというのが今回1ポツの条件をまず明確にする。品物を明確にすれば、あとは計算なりの話でしかないのです、そういうところをしっかりしていけば論点も明確になっていくし、ということだと思います。

多分原燃に足りていないのは、まず設計の理解をきちんと自分が説明できるぐらいの理解というのと、あとは時間を、今回の多分、年末に出したやつというのは、多分、年末に出すんだといって、結局、相変わらず時間ありきで、適当に出したんじゃないかというふうに思っていますけれども、そんなふうに思われぬように、一人一人がしっかりちゃんとやるべきことをやるということにしたいです。ここにいる方はそれをしっかりやらせて、やらせる以上、自分で注文したものは自分で全部、最後まで確認するというにしたいです。しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

○日本原燃株式会社（決得副事業部長） 日本原燃の決得でございます。

今の話、ちゃんと関係者と認識を合わせて動けるように、きっちり対象設備、設計条件、それから具体的話とつなげられるように、丁寧に説明を心がけてまいりたいと思っております。

以上です。

○田中委員 よろしいですか。

○藤原チーム員 規制庁の藤原です。

もう一点、重大事故等対処設備についてお伺いしたいんですけども、事故の中で水素爆発とTBPによる急激な分解反応のところについては、瞬間的に上昇する圧力に対して強度評価等が今回、設工認の中できちんと説明されるのかなという認識でいます。

ただ、今回の申請書においては、第1章のところの材料及び構造の部分で、水素爆発等の影響を受ける容器及び缶とか、そういった程度の記載しかなく、なので、TBPの急激な分解反応についてきちんと考えているのかといったところは、明には見えない状況かと思っています。

また、それが第2章にいくと、それぞれの個別設備の中で、少し何を考えるのかといったところについては付記されている状況ではあるものの、今回、TBP等の錯体の急激な分解反応についても、水素爆発とともに、この圧力に対してもきちんと整理を行って説明いただけたらいいと思います。

○日本原燃株式会社（瀬川課長） 日本原燃の瀬川です。

申請書のところの適切な場所に適切な記載がない不備については、大変申し訳ございません。今、藤原さんがおっしゃっていただいたとおり、TBP爆発の瞬間的な圧力に対する健全性、これももちろんしっかり説明するべきものというふうに認識はしておりますので、しっかり説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○藤原チーム員 規制庁の藤原です。

よろしく申し上げます。その説明をする際には、同じく説明できる部分についてはきちんとまとめていただき、適切に整理をされて説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

私からは以上です。

○田中委員 あとよろしいですか。

ほかなければ、私のほうから一言、二言申し上げたいと思います。先ほど管理官が言ったこととも重複するところがございますが、よろしく申し上げます。

昨年末に再処理施設に係る第2回設工認申請等が提出され、本日の会合において、日本原燃として最初に説明を行いたい事項等について説明がありました。

まずは提示された項目から審査を進めていこうと思いますが、本日の会合で幾つか指摘したとおり、申請書等は十分な記載がなされているとは言えない状況でございます。日本原燃におかれましては、本日の会合での指摘事項、第1回申請対応時の反省点等を踏まえた上で、説明内容の精査と適切な対応を実施していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

よろしければ、これでもって議題の1は終了いたします。

出席者の入れ替わりがありますので、再開は3時30分からしたいと思います。

（休憩）

○田中委員 それでは議題の2に入りたいと思います。

議題の2は、三菱原子燃料株式会社及びMH I 原子燃料株式会社の分割の認可申請について、でございます。

それでは、事業者の方から資料の2でしょうか、説明をお願いいたします。

○三菱原子燃料株式会社（草間課長） 三菱原子燃料の草間です。

それではお送りしました、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず本年1月10日付で炉規法第18条の第1項に基づき申請しました、三菱原子燃料株式会社の分割に伴う加工事業の分割認可申請について、三菱原子燃料の草間が説明資料に沿って説明を申し上げます。

スライドめくっていただき、2ページになります。

今回の資料、ここに記載しました目次の2点です。こちらを説明する構成となっておりますが、今回の説明では、一つ目の加工事業の承継計画と炉規法に対する適合性を中心に御説明させていただきます。

それでは、ページめくっていただきまして、3ページのスライドになります。

まず初めにですが、三菱原子燃料の加工事業の承継計画について御説明申し上げます。

三菱原子燃料は、加工事業者として安定的な収益の確保と継続的な安全対策の取組強化を図るため、三菱原子燃料の持つ事業の分割を行い、加工事業は全部、昨年11月21日付で新たに設立しましたMH I 原子燃料に承継する計画であります。

スライドに今回の分割のイメージを図に表しております。この図にありますとおり、三菱原子燃料が持つ加工事業に関係する全ての機能はMH I 原子燃料へ、三菱原子燃料に残る加工事業以外の機能は、三菱原子燃料とともに三菱重工が吸収し、三菱原子燃料は消滅する計画であります。

今回の申請は、この計画の中で、三菱原子燃料からMH I 原子燃料への加工事業に関わる承継に対して、炉規法第18条第1項に基づき、分割申請を行うものでございます。

MH I 原子燃料株式会社が加工事業を承継するに当たっては、許可の認可基準（正しくは「許可の基準」）である炉規法第14条の技術的能力、経理的基礎、品質管理体制を変更することなく、MH I 原子燃料株式会社は承継いたします。

具体的には、技術的能力や品質管理体制はMH I 原子燃料が三菱原子燃料の技術的人材、技術的体制、保安品質体制など、技術的仕組みを全部受け入れることを考えています。

経理的基礎は、MH I 原子力燃料が三菱原子燃料と同じ資金調達方法を取ることで、炉規法14条に対して変更することなく承継することを考えております。

また、MH I 原子燃料株式会社に関わる人間は、炉規法第15条の許可の欠格条項にも該当しないことを今回確認しております。

以上の説明のとおり、今回三菱原子燃料の分割は炉規法の要求事項を満足する状態で進めているものと考えております。

4枚目のスライド以降に、加工規則の第4条の分割に係る申請要求事項に沿って、今回の

分割における対応状況を示しておりますが、説明重複しますので、割愛をさせていただきます。

今回の申請に関する説明は以上となります。

○田中委員 ありがとうございます。それではただいまの説明に対しまして、質問、確認等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○中野チーム員 原子力規制庁の中野でございます。

今回申請いただいた申請書及び今の説明をお聞きした結果、今回の分割については、認可の基準であります炉規法の第14条に関して、全てそのまま継承するということで理解しました。

ただ、本申請書については、初めての申請ということでやむを得ないかと思えますけども、幾つか事務的な修正点があると思えます。これは内容といいますより、書き方の問題でもあることですので、今後ちょっと相談をしながら補正の準備を進めていただければと考えています。

全体的な話なんですけども、今回審査の対象である炉規法の要求事項が、きちんと網羅されているというふうなことが分かるような、全体のちょっと構成の見直しを行っていただきたいと考えております。

ちょっと具体については担当の方から説明させていただきます。

○田中委員 どうぞ。

○内海チーム員 原子力規制庁の内海です。

それでは、私のほうから申請書を確認した結果としまして、幾つか記載する説明内容を見直していただく必要があるところがありますので、そのうち主要な項目について、大きく分けて3点ほどを申し上げさせていただきます。事業者におきましては、申請書を手元に置いた状態で聞いていただければと思います。

それでは3点、続けて申し上げますけども、まず1点目としまして、申請書の別添1の中に書いてある技術的能力の説明でございますけども、これ細かく分けると三つほどありまして、まず技術的能力に係る説明につきまして、先ほども事業者から説明がありましたとおり、三菱原子燃料から人員なりですとか、体制を全て承継しているということを明確に申請書の別添などで説明をお願いします。

また同じく別添にある技術者の確保に係る説明ですけれども、これにつきましてもMHI原子燃料として申請書の記載の人数とか、問題がないということをしかりと理由を御

説明いただければと思います。

また、同じく別添1の中の技術的な経験のところにつきましてですけれども、これにつきまして、実績の記載（正しくは「経験の記載」）がここは必要ですけれども、申請書の別添の記載の後段の説明がちょっと検査等の実績の記載にとどまっております、経験というところにつながってございませんので、そこら辺の記載は当該検査等の実績から必要な経験を得ているというところの記載をしっかりと説明をしていただければと思います。

2点目、続けさせていただきますけれども、申請書の添付資料3、事業概要に関する説明書ですけれども、これは説明書の加工規則の要求を踏まえて添付されていると認識していませんけれども、規則では事業を承継した法人が現に行っている事業の概要を記載してくださいと要求しているところ、申請を受けた説明書の記載は、承継後に行う事業の記載がありまして、そこら辺、現に行っている事業の記載になってございませんので、そこら辺の記載は規則要求を網羅するような説明に改めるという形をお願いいたします。

最後ですけれども、申請書添付資料7、これは品質管理に必要な体制の整備に関する説明書ですけれども、この資料の中に記載されている保安品質活動のところの記載は、これ内容を確認しますと技術的能力で説明すべき内容が記載されてございますので、当然、技術的能力はこの資料の説明の要求とは別の項目の要求ですので、書類としてはしっかり分けて説明のほうをしていただければと思います。

以上が説明内容を見直していただきたい主な項目になりますけれども、事業者のほう、今の内容について理解とか、確認できましたでしょうか。

○三菱原子燃料株式会社（草間課長） 三菱原子燃料の草間です。

今いただきましたコメントについて承知しました。次回の補正の段階で適切に反映させていただきたいと考えております。

以上です。

○内海チーム員 規制庁、内海です。

よろしく申し上げます。

○田中委員 あとございますか。よろしいですか。

よろしければ、私のほうから一言申し上げておきますが、三菱原子燃料の加工の事業の分割申請については、加工の事業の全部をMH I 原子燃料に承継するに当たって、認可の基準である技術的能力、経理的基礎、品質管理の体制を変更することなく承継するのであると理解いたしました。

申請書につきましては、事務局から指摘があったとおり、事務的な修正が必要であるため、事業者においては適切に修正を行い、規制庁においては引き続き必要な確認を進めていただきたいと思います。

よろしければ、これをもちまして議題の2を終了いたします。

また全体を通して規制庁の方から何かございますか。

よろしいですか。

それではこれをもちまして、第467回審査会合を閉会いたします。ありがとうございました。